

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

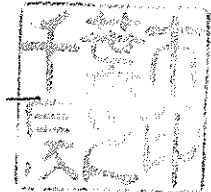
氏名 J&T環境 株式会社

代表取締役 長谷場 洋之

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和4年10月3日

許可の有効年月日 令和11年9月30日

## 1. 事業の範囲

### (1) 業の区分

- ア 焼却（溶融）施設による中間処理
- イ メタン発酵施設による中間処理
- ウ 中和施設による中間処理
- エ 脱水施設による中間処理
- オ 油水分離施設による中間処理
- カ 埋め立てによる最終処分

### (2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 焼却（溶融）による中間処理に係るもの
  - (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、
  - (カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、
  - (ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残渣、(サ) ゴムくず、(シ) 金属くず、
  - (ス) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、
  - (セ) 鉱さい、(ソ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、(タ) ばいじん、
  - (チ) 処分するために処理したもの 以上17品目
- イ メタン発酵による中間処理に係るもの
  - (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、(オ) 動植物性残渣 以上5品目
- ウ 中和による中間処理に係るもの
  - (ア) 廃酸 以上1品目
- エ 脱水による中間処理に係るもの
  - (ア) 汚泥 以上1品目
- オ 油水分離による中間処理に係るもの
  - (ア) 廃油 以上1品目
- カ 埋め立てに係るもの
  - (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥（無機性汚泥に限る。また水銀含有ばいじん等を含む）、
  - (ウ) 鉱さい、(エ) がれき類、(オ) ばいじん 以上5品目

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 中間処理に係る施設

所在地 千葉市中央区川崎町10番3の一部 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

(2) 最終処分に係る施設

所在地 千葉市中央区川崎町17番

(埋立地の面積及び埋立容量については別記2のとおり)

3. 許可の条件

別記3のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月1日 新規許可

令和4年10月3日 更新許可

令和5年10月10日 変更届出 (保管施設の変更)

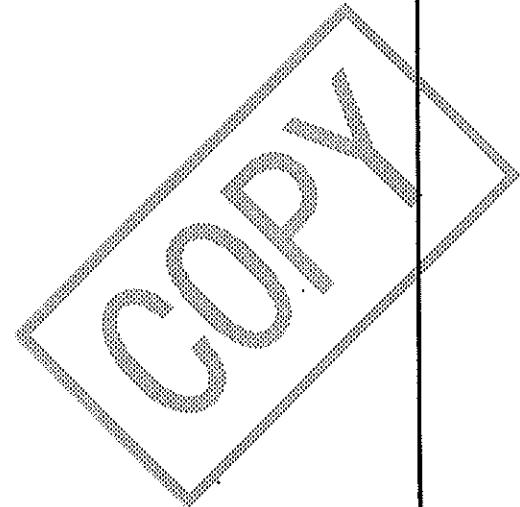
令和6年1月12日 変更届出 (保管施設の変更)

令和6年1月19日 変更届出 (油水分離施設の廃止、保管施設の変更)

令和6年4月12日 変更届出 (代表者の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白



# WEBダウンロード版

## 別記1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。  
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
焼却(熔融)施設(ガス化改質方式) (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの) (平成11年8月10日) (廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)) (平成25年3月26日)	150 t/日	2	千葉県中央区川崎町10番3の一部
メタン発酵施設 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣) (平成28年10月7日)	60 t/日	1	
廃棄物保管施設(貯留槽) (廃酸)	保管面積 7m <sup>2</sup> 保管容量 30m <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 30m <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設(貯留槽) (廃アルカリ)	保管面積 7m <sup>2</sup> 保管容量 30m <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 30m <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設(保管庫) (燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの)	保管面積 350.9m <sup>2</sup> 保管容量 1043.2m <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 1043.2m <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設(保管庫) (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣)	保管面積 306m <sup>2</sup> 保管容量 1530m <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 1530m <sup>3</sup>	1	
中和施設(次の品目は、特定有害産業廃棄物であるものを除く) (廃酸) (平成10年3月17日)	128m <sup>3</sup> /日	1	

WEBダウンロード版

廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	100m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup>	3	千葉県中央区川崎町16番
廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	40m <sup>3</sup> 40m <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	15m <sup>3</sup> 15m <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (廃酸)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	20m <sup>3</sup> 20m <sup>3</sup>	1	
脱水施設 (汚泥) (平成6年5月17日)		50m <sup>3</sup> /日	1	
廃棄物保管施設 (汚泥)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	200m <sup>3</sup> 200m <sup>3</sup>	2	
油水分離施設 (廃油) (昭和51年10月25日)		245m <sup>3</sup> /日	1	千葉県中央区新浜町1番1
廃棄物保管施設 (廃油)	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	350m <sup>3</sup> 350m <sup>3</sup>	1	
脱水施設 (汚泥(無機性汚泥に限る)) (平成18年12月5日)		104m <sup>3</sup> /日	1	千葉県中央区新浜町1番1
脱水施設 (汚泥(有機性汚泥に限る)) (平成18年12月5日)		107m <sup>3</sup> /日	1	
廃棄物保管施設 (汚泥(無機性汚泥に限る))	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	13.8m <sup>2</sup> 26.2m <sup>3</sup> 26.2m <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (汚泥(有機性汚泥に限る))	保管面積 保管容量 保管高さ 保管上限	13.8m <sup>2</sup> 26.2m <sup>3</sup> 26.2m <sup>3</sup>	1	

# WEBダウンロード版

## 別記2

### 最終処分に係る施設

#### (1) 施設の種類、設置年月日、埋立面積、埋立容量及び所在地

施設の種類	管理型最終処分場	最終処分場の所在地	備考
許可年月日	平成 6 年 1 月 2 8 日	千葉県中央区川崎町 1 7 番	1 期
許可番号	第 93-143-2-008 号		
設置年月日	平成 3 年 9 月 1 3 日		
埋立面積	49,500 m <sup>2</sup>		
埋立容量	331,200 m <sup>3</sup>		

## 別記3

- (1) 焼却施設で処理する動植物性残渣については、原則として、当日中に処理すること。
- (2) メタン発酵施設で処理する廃棄物については、原則として、当日中に処理すること。

COPY